

目次 (略)

第 1 条~第 73 条 (略)

第 6 節 第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る契約
 (第 6 種シェアード I P - P B X サービスの種類等)
 第 73 条の 2 (略)

2 第 6 種シェアード I P - P B X サービスには、次の区別があります。

(1) (略)

(2) (略)

(3) カテゴリー 3 に係るもの

区 別	内 容
タイプ 1	スマート P B X サービス (別冊 (スマート P B X サービス) に定めるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ 2	Arcstar Contact Center サービス (Arcstar Contact Center サービス契約約款に定めるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ 3	当社が別に定めるサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの (注) 当社が別に定めるサービスは、Arcstar UCaaS 利用規約に定めるサービスをいいます。
タイプ 4	第 6 種シェアード I P - P B X 装置に着信をする通信を、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号 (当社が別に定める通信に係るものを除きます。) 及びシェアードゲートウェイ装置に転送を行うことができるもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、第 6 種シェアード I P - P B X 契約の申込みをする者及び第 6 種シェアード I P - P B X 契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第 6 種シェアード I P - P B X 契約者に通知するものとします。
タイプ 5	マイクロソフト社が提供する Microsoft Teams を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ 6	SaaS サービスを提供する電気通信事業者 (以下「SaaS サービス提供社」といいます。) が提供する各 SaaS サービス (以下「接続先 SaaS サービス」といいます。) を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの

目次 (略)

第 1 条~第 73 条 (略)

第 6 節 第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る契約
 (第 6 種シェアード I P - P B X サービスの種類等)
 第 73 条の 2 (略)

2 第 6 種シェアード I P - P B X サービスには、次の区別があります。

(1) (略)

(2) (略)

(3) カテゴリー 3 に係るもの

区 別	内 容
タイプ 1	スマート P B X サービス (別冊 (スマート P B X サービス) に定めるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ 2	Arcstar Contact Center サービス (Arcstar Contact Center サービス契約約款に定めるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ 3	当社が別に定めるサービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの (注) 当社が別に定めるサービスは、Arcstar UCaaS 利用規約に定めるサービスをいいます。
タイプ 4	第 6 種シェアード I P - P B X 装置に着信をする通信を、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号 (当社が別に定める通信に係るものを除きます。) 及びシェアードゲートウェイ装置に転送を行うことができるもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、第 6 種シェアード I P - P B X 契約の申込みをする者及び第 6 種シェアード I P - P B X 契約者に開示し、設定機能に関わる当社指定の方法により第 6 種シェアード I P - P B X 契約者に通知するものとします。
タイプ 5	マイクロソフト社が提供する Microsoft Teams を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
タイプ 6	SaaS サービスを提供する電気通信事業者 (以下「SaaS サービス提供社」といいます。) が提供する各 SaaS サービス (以下「接続先 SaaS サービス」といいます。) を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの

タイプ 7	Flexible InterConnect 接続タイプ（当社の Universal One サービス契約約款に定めるVPNサービスの代表契約に係るものに限ります。以下同じとします。）及び Universal One 網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
タイプ 8	Webex Calling サービス <u>(当社の Webex Calling サービス利用規約に定めるサービスをいいます。以下同じとします。)</u> を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
備考	
<p>1 タイプ 1、タイプ 2、タイプ 3、タイプ 4 及びタイプ 7 においては、1 の IP セントレックス番号及び 1 の通信チャンネルを利用できます。</p> <p>2 タイプ 5、タイプ 6 及びタイプ 8 においては、1 の IP セントレックス番号及び 1 の ID を利用できます。</p>	

3 第 6 種シェアード IP-PBX サービス（カテゴリー 1 のタイプ 1、カテゴリー 3 のタイプ 4 及びタイプ 6 に係るものに限ります。）には、次の区分があります。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

タイプ 7	Flexible InterConnect 接続タイプ（当社の Universal One サービス契約約款に定めるVPNサービスの代表契約に係るものに限ります。以下同じとします。）及び Universal One 網を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
タイプ 8	Webex Calling サービスを利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
備考	
<p>1 タイプ 1、タイプ 2、タイプ 3、タイプ 4 及びタイプ 7 においては、1 の IP セントレックス番号及び 1 の通信チャンネルを利用できます。</p> <p>2 タイプ 5、タイプ 6 及びタイプ 8 においては、1 の IP セントレックス番号及び 1 の ID を利用できます。</p>	

3 第 6 種シェアード IP-PBX サービス（カテゴリー 1 のタイプ 1、カテゴリー 3 のタイプ 4、タイプ 6 及びタイプ 8 に係るものに限ります。）には、次の区分があります。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

(5) カテゴリー 3 のタイプ 8 に係るもの

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>プラン 1</u>	<u>当初が提供する Webex Calling サービス（当社の Webex Calling サービス利用規約に定めるサービスをいいます。）を利用してダイヤルアウト通信を行うもの</u>
<u>プラン 2</u>	<u>シスコシステムズ合同会社（Webex Calling に係るライセンスの提供販売について正当な権限を有する SaaS サービス提供社を含みます。以下、シスコシステムズ合同会社と当該 SaaS サービス提供社を総称して「Webex Calling サービス提供社」といいます。）が提供する Webex Calling を利用してダイヤルアウト通信を行うもの</u>

（第 6 種シェアード IP-PBX 契約の単位）
 第 73 条の 3 当社は共通編第 8 条（IP 通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、第 6 種シェアード IP-PBX 契約の単位を次のとおり定めます。

(1) (2) (3) (4) 以外の場合

当社は、1 の第 6 種シェアード IP-PBX 利用回線につき 1 の第 6 種シェアード IP-PBX 契約を締結します。この場合において、カテゴリー 1 のタイプ 1 のプラ

（第 6 種シェアード IP-PBX 契約の単位）
 第 73 条の 3 当社は共通編第 8 条（IP 通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、第 6 種シェアード IP-PBX 契約の単位を次のとおり定めます。

(1) (2) (3) (4) 以外の場合

当社は、1 の第 6 種シェアード IP-PBX 利用回線につき 1 の第 6 種シェアード IP-PBX 契約を締結します。この場合において、カテゴリー 1 のタイプ 1 のプラ

<p>ン2については、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) カテゴリー3(タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に限ります。)の場合 当社は、1の契約者識別番号につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。カテゴリー3のタイプ8については、1のWebex Calling 契約(当社のWebex Calling サービス利用規約に定める契約をいいます。以下同じとします。)につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。</p> <p>2 前項の場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、1の契約につき1人に限ります。</p>	<p>ン2については、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) カテゴリー3(タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ8に限ります。)の場合 当社は、1の契約者識別番号につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。カテゴリー3のタイプ8については、1のWebex Calling 契約(当社のWebex Calling サービス利用規約に定める契約をいいます。以下同じとします。) <u>又は1のWebex Calling サービス提供社が提供するWebex Callingに係る契約</u>につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。</p> <p>2 前項の場合、第6種シェアードIP-PBX契約者は、1の契約につき1人に限ります。</p>
<p>第73条の4 (略)</p>	<p>第73条の4 (略)</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)</p> <p>第73条の5 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー3のタイプ8に係るものに限ります。)の申込を承諾することにより、Webex Calling サービス利用規約に定めるWebex Calling 契約の提供条件を満たせなくなる恐れがあるとき。</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)</p> <p>第73条の5 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー3のタイプ8の<u>プラン1</u>に係るものに限ります。)の申込を承諾することにより、Webex Calling サービス利用規約に定めるWebex Calling 契約の提供条件を満たせなくなる恐れがあるとき。</p>
<p>第73条の5の2～第78条 (略)</p>	<p>第73条の5の2～第78条 (略)</p>
<p>第1節 料金の支払義務</p> <p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第79条 共通編第29条(利用料金等の支払義務)に規定する利用料金等の支払義務として、シェアードIP-PBX契約者は、そのシェアードIP-PBX契約に基づいて当社がシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、シェアードIP-PBX契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が提供するシェアードIP-PBXサービスの態様に依じて料金表第1表(料金)に規定する利用料金(ダイヤルアウト通信用料を除きます。)の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、シェアードIP-PBXサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、シェアードIP-PBX契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第24条(利用停止)第2項の規定に該当する</p>	<p>第1節 料金の支払義務</p> <p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第79条 共通編第29条(利用料金等の支払義務)に規定する利用料金等の支払義務として、シェアードIP-PBX契約者は、そのシェアードIP-PBX契約に基づいて当社がシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、シェアードIP-PBX契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が提供するシェアードIP-PBXサービスの態様に依じて料金表第1表(料金)に規定する利用料金(ダイヤルアウト通信用料を除きます。)の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、シェアードIP-PBXサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、シェアードIP-PBX契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第24条(利用停止)第2項の規定に該当する</p>

場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日をシェアード I P - P B X 契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日をシェアード I P - P B X サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。

(2) 前号の規定によるほか、シェアード I P - P B X 契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかつた期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 シェアード I P - P B X 契約者の責めによらない理由により、そのシェアード I P - P B X サービスを全く利用できない状態（そのシェアード I P - P B X 契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。ただし、カテゴリ 3 のタイプ 5 において、この状態がシェアード I P - P B X 契約者とマイクロソフト社間の契約に係る提供区間による場合、カテゴリ 3 のタイプ 6 において、この状態がシェアード I P - P B X 契約者と SaaS サービス提供社間の契約に係る提供区間による場合 <u>又は</u> カテゴリ 3 のタイプ 8 において、この状態が Webex Calling 契約に係る提供区間による場合はこの限りではありません。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアード I P - P B X サービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）

場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日をシェアード I P - P B X 契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日をシェアード I P - P B X サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。

(2) 前号の規定によるほか、シェアード I P - P B X 契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかつた期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 シェアード I P - P B X 契約者の責めによらない理由により、そのシェアード I P - P B X サービスを全く利用できない状態（そのシェアード I P - P B X 契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。ただし、カテゴリ 3 のタイプ 5 において、この状態がシェアード I P - P B X 契約者とマイクロソフト社間の契約に係る提供区間による場合、カテゴリ 3 のタイプ 6 において、この状態がシェアード I P - P B X 契約者と SaaS サービス提供社間の契約に係る提供区間による場合、 <u>カテゴリ 3 のタイプ 8 のプラン 1</u> において、この状態が Webex Calling 契約に係る提供区間による場合 <u>又は</u> <u>カテゴリ 3 のタイプ 8 のプラン 2</u> において、この状態がシェアード I P - P B X 契約者と Webex Calling サービス提供社間の契約に係る提供区間による場合はこの限りではありません。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアード I P - P B X サービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）

2 削除	削除
3 当社の故意又は重大な過失によりそのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限りません。）
4 削除	削除

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注1）本条第2項第2号の表の1欄及び3欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金（利用料の加算額に係るものを除きます。）とします。

第80～第88条（略）

別記（略）

料金表（略）

2 削除	削除
3 当社の故意又は重大な過失によりそのシェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのシェアードIP-PBXサービスについての料金（当社が別に定めるものに限りません。）
4 削除	削除

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注1）本条第2項第2号の表の1欄及び3欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金（利用料の加算額に係るものを除きます。）とします。

第80～第88条（略）

別記（略）

料金表（略）

IP 通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和7年5月9日 CAS1サ第000400007630-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年5月16日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u>	<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u>
<u>カテゴリー3</u>	<u>カテゴリー3</u>
<u>タイプ8</u>	<u>タイプ8</u>
	<u>プラン1</u>

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。